2021年9月17日

東京都知事

小池　百合子　殿

全日本建設交運一般労働組合

中央執行委員長　角田　季代子

同　　　　　　　　東京都本部

執行委員長　　松田　隆浩

**2021年春闘　全国統一要請書**

貴職の日々のご精励に敬意を表します。

私たちは、2021年春闘の要求･課題に関わって下記の事項について要請しますので、ご検討のうえ文書での回答を要請いたします。

記

１．雇用・失業対策の強化について

①　コロナ禍における労働者の生活水準を維持するための賃金補償の充実や、失業者・生活困窮者・障がい者・被災者・無業者などへ就業の機会と雇用促進に向け、公的就労事業制度確立及び予算化するよう国に働きかけること。

②　2018年に改正された生活困窮者自立支援制度について、社会参加の機会や就労体験・訓練の場を確保し、地域資源の活用と地元労働者の人材育成を進めるため、努力義務とされた「認定訓練事業に対する受注機会の増大」を具体化し、公共事業「優先発注」などの普及によるで雇用型の就労訓練を拡充すること。

③　2020年度から適用されている「会計年度任用職員制度」については、法改正にともない当該の労働者が、手当支給や労働条件等の差別と低下が生じないようにすること。申し入れ、交渉等には誠実に応じること。

２．高齢者の雇用・就労機会の拡大について

①　高年齢者雇用安定法５条３６条の援助・育成団体に含まれる、東京高齢者就労事業団協議会（以下事業団協議会）の構成団体などに対し地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の改正交付に伴ってシルバー人材センターに「準ずる団体」の基準を作成し。優先発注の機会が与えられるような施策を行ってください。

②　２０１９年、東京都が作成した「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」に関し、就労困難者の中に無年金、定年金で働ければ生活できない高齢者などが含まれるよう働きかけてください。

③　生活困窮者自立支援法にもとづく認定就労訓練事業の認定団体に対し東京都の発注する役務提供の委託事業に関し随意契約で仕事発注できるよう規定の見直しをして下さい。

④　コロナ禍で仕事を失った方が多く出ています。その援助として認定就労訓練事業の認定団体へ東京都の仕事提供を行いその方々が就労できるような雇用対策を行ってください。

⑤　公園等の清掃・除草等維持管理委託については競争入札による競争激化により公共工事設計労務単価はこの数年間で大幅に値上がりしているにもかかわらず、そこで働く労働者に反映されておりません、積算基準に基づき適正な賃金が支払われるように委託契約内容に関して公契約条例の制定及び最低制限価格制度の導入を行い改善してください。

３．防災・生活・環境保全の優先、維持・補修を重視した公共工事の発注について

①　東日本大震災・熊本地震や各地の豪雨災害等の実態を踏まえ、地域住民のいのちと暮らしを守る立場で防災・生活・環境保全に即した公共工事を地元企業優先で発注すること。

②　老朽化して国民・利用者の安全が脅かされている橋梁やトンネル、道路などの社会資本は、国とも連携して早急に改修・補強・建て替えなどを行うこと。

③　住宅リフォーム助成制度など、地元中小企業と建設労働者向けの仕事掘り起こしと、雇用確保と継続就労の対策を拡充すること。

④　各自治体で「アスベストアナライザーによる調査を行い、ハザードマップを作製し周知すること。特に公共の建物は最優先で行うこと。

⑤自然災害で倒壊した建物やがれき撤去にさいしては、建設労働者のみならず、ボランティア含め万全の防塵対策を行うこと。

４．東京都で推進する既存建築物耐震化目標実現に向けて

　①　昭和５６年以前の耐震診断、改修、建替え助成金使用の更なる普及のため助成制

　　度の拡充、助成条件や申請手続きの簡略化を求めます。また、建築物(特に戸建て

　　住宅)の部分改修での利用促進の強化を求めます。

　②　耐震診断(精密診断)、耐震改修・建替えを行う建築士、工務店の各市区町村での

　　更なる参入拡大を求めます。

　③　耐震シェルター設置費用の助成について、現在一部の区にとどまっていますが、

　　すべての市区町村で助成を行うよう指導を求めます。

５．耐火改修助成制度の拡充について

　 都内の木密地域における住宅について、耐火改修の普及及び耐火改修助成制度を全都的に広げるよう指導を求めます。

６.公契約条例制定に接近する行政指導の強化を

　　都内の各建設現場における現場作業員に対し「２０２０年度公共工事設計労務単価」に近接する適正な賃金が確保されるようにして下さい。また、実際に現場を調査し、適正な賃金が支払われていない現場については、元請け等への指導を強化して下さい。

７. 長時間労働問題について

　　都内の各建設現場において、国交省、並びに日建連が提言している、適正工期の設定や、完全週休２日制の実現などについて、その実施状況を都独自に調査して下さい。

８．公契約条例の制定など適正な賃金・労働条件の確保について

①　「公共サービス基本法」に基づき、指定管理者を含む公共サービス部門で働く労働者の適正な賃金・労働条件を確保できる契約額の基準を設けること。そのために発注した工事などにおける労働者の賃金実態や就労状態を調査し、8年連続で引き上げられた公共工事設計労務単価にもとづいて賃金の支払い及び福利厚生費、有給休暇の取得の支払いを徹底すること。

②　公契約条例を制定し、条例の対象には公共工事、業務委託および指定管理者、「一人親方」も対象とし、作業報酬の下限額に加え、必要な経費なども支払われるようにすること。また、業務委託や指定管理者において、新たに受託した事業者には、それまでそこで働いていた労働者の継続雇用を義務づけること。

③　ダンピングや不良業者の参入による賃金・労働条件の引き下げを許さないために、公共工事、業務委託および指定管理者の入札においては、適切な「最低制限価格」を設定すること。

④　2016年秋の臨時国会で成立した「建設工事従事者の安全健康確保法『第10条建設工事の請負契約における経費の適切な積算等』」にもとづいて、貴自治体の発注工事現場で働く労働者・一人親方就労者の安全確保を徹底するために適切な積算及び賃金の支払い実態等の調査を実施すること。

⑤　2017年6月に策定された「略・建設職人基本計画」に記されている『特別加入制度への加入促進等の徹底』を踏まえ、貴自治体発注工事でダンプ・建設などの個人請負型の就労者に対して、一人親方労災保険の加入促進措置を講じること。

⑥　最低賃金の改定が行われた場合は、自治体発注の公共工事や業務委託事業についてはただちに契約金額を適正に見直し、改定額を反映した賃金が事業に従事する労働者に確実に支払われるよう、「令和２年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」にもとづき対応すること。

９．建退共証紙の貼付徹底について

公共・民間工事現場で働くダンプ、生コン労働者を含めたすべて労働者に対して建退共証紙の給付・貼付が行なわれるよう元請を指導すること。

１０．中小企業の育成について

①　中小企業と大企業との公正取引を促進し、下請単価やトラック運賃などの適正化に向け、関係行政機関との連携を深めて具体的な対策を講じること。

②　地方公共団体としての中小企業の健全な発展に向けた援助・支援策を抜本的に強化すること。

１１．トラック輸送の法令順守、経営環境改善について

①　トラック運輸職場での長時間労働や過労運転の改善をはじめ労働基準法、「改善基準告示」など法令違反の是正、住民が犠牲となる重大事故や「過労死」を含む労働災害の根絶に向けた関係機関との連携を強化すること。

②　トラック運輸事業者による法令違反などを助長する原因となっている「自治体を含む発注者（荷主）や元請などによる実運送事業者の運賃引き下げ強要（指し値発　　　注）」などを根絶し、中小トラック企業の経営環境改善に努力すること。

③　交通安全対策基本法第31条に基づき、交通運輸労働者の労働条件等の適正化に向け、関係行政機関との連携を深めて具体的な対策を講じること。

１２. 新型コロナウイルスに関する補償について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、都内の職場において、営業自粛、業務縮小、操業停止などが発生しています。事業者の負担無く労働者の収入が前年月と同額程度補償されるよう、不足分を都が補償して下さい。また、都として国の補償拡大を働きかけて下さい。

１３．学童保育制度の充実について

①　市町村の基準条例を緩和しないよう、指導を強化すること。

②　学童保育事業に対する交付金について、都道府県の独自の予算も確保し、施策の拡充に努めること。

③　国に対し、複数の正規指導員配置した人件費を計上するなど学童保育予算の大幅増額をするよう要望すること。

④　市町村に対し「放課後児童支援員等処遇改善等事業」および「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を積極的に活用するよう、指導を強化すること。

⑤　学童保育と放課後子ども教室（全児童施策）とを一体化しないよう、都道府県としての見解を明らかにし、各市町村に指導を強化すること。

⑥　指定管理者制度は、保育の質、継続性が確保されないため、学童保育に導入しないよう、都道府県としての見解を明らかにし、各市町村に指導を強化すること。

１４．じん肺防止と補償の拡充などについて

①　じん肺やアスベスト、振動障害などの検査・治療のできる医療機関の設置や医師の育成など、医療体制を充実すること。

②　国と企業・業界による「トンネルじん肺基金制度」を創設するように、都道府県選出の国会議員および関係諸機関に対して働きかけること。

③　トンネル建設工事において、『トンネルじん肺防止対策に関する合意書』の履行

に伴い発せられた諸法令に基づき、じん肺防止対策を徹底すること。

④　トンネル建設工事において、1日8時間、週40時間の労働法規の遵守を受注者に徹底し、36協定を根拠とした残業の常態化を改善させること。

１５. 原発問題に関わる要請について

　　原発再稼働を認めず、廃炉をすすめること。原発依存型から自然エネルギー政策へ

の転換を推進する立場を明確し、国と各電力会社に対しても求めていくこと。

１６．憲法と平和を守る課題

①　自衛隊を軍隊化し、国民・市民を戦禍に晒す危険性が高まる「9条改憲」を柱とした明文改憲の発議をしないよう菅政権に対して求めること。

②　2015年9月19日の国会（189回通常国会）おいて強行採決された安保法制いわゆる戦争法の廃止を菅政権に求めること。

③　憲法13条「プライバシー権」、19条「内心の自由」などの侵害にあたる「共謀罪法」（テロ準備罪）を廃止するよう菅政権に対して求めること。

以　上